

スマホ教室を 開催します！



- ・これからスマホを使ってみたい。
- ・スマホを持っているけれど、使い方がわからない。

そんな方におすすめです！スマホショップの店員さんを講師に迎え、
使い方をレクチャーしていただきます。

日 時：6月30日（金） 13：30～15：30

場 所：役場1階 集会室

※スマホを貸し出いたしますので、スマホをお持ち
でない方も参加できます。

定 員：16名（先着順）

スマホをお持ちの方は、当日ご持参下さい。

参加費：無料

内 容：①電話をしよう。

②文字入力をマスターしよう。

講 師：ドコモショップ滝川店スタッフ

申込方法：6月23日（金）までに下記申込先まで電話にてお申し込みください。

参加申込・問い合わせ先 総務課企画係 電話：68-2111

だれでも食堂祭り開催

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

6月のだれでも食堂は、「だれでも食堂祭り」を開催いたします。

今回は予約なしで参加でき、食事も選べます。また、ゲームを行う予定ですので、多くの方のご来場
をお待ちしております。

日 時：6月17日（土） 11：30～13：30

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

**メニュー：・サンドイッチ ・焼きそば ・スープ ・ザンギなど
（好きな食事が選べます）**

※テイクアウトはありません。

料 金：大人200円 18歳以下無料

申 込 先：電話：090-2811-8196 代表 鎌田 眞美



※会場が使用できない場合は中止となります。

※メニューは材料の調達の都合で変わることもあります。

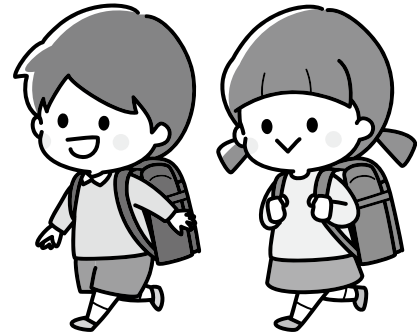
児童手当制度のご案内

○支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

○支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。

○支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月の10日に支給します。

(例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

現況届が原則提出不要になりました！

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市町村で受給している方
- ・ 支給要件児童の戸籍がない方
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・ その他、浦臼町から提出の案内があった方

※提出が必要な方には現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

無料法律相談会の開催

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が下記日程で開催されます。

日時 6月14日(水) 午前10時～12時

場所 浦臼町商工会館

相談内容 相続・遺言・登記(法人・不動産)、債務整理、民事裁判、成年後見等

お問い合わせ 浦臼町商工会 電話：67-3331

有料広告

あなたの
悩みに

面談
電話 **完全無料**

相談予約
ダイヤル **0125-22-8373**
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

コタエを
出します

気軽に
電話で相談 **011-281-8686** 1回15分
相談無料

ハロー弁護士相談 月～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始は除く)

※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター